

〇〇発第〇〇号  
令和5年4月3日

都道府県知事  
指定都市市長  
各 中核市市長 殿  
市区町村長

こども家庭庁成育局長

次世代育成支援対策施設整備（解体撤去工事費・仮施設整備工事費）  
交付金に係る財産処分の取扱いについて

「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第22条の規定による標記については、令和5年4月〇日〇〇発第〇〇号「こども家庭庁所管一般会計補助金等に係る財産処分について」（以下「財産処分承認基準通知」という。）によるほか、令和5年4月1日〇〇発第〇〇号本職通知の別紙「次世代育成支援対策施設整備（解体撤去工事費・仮施設整備工事費）交付金実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づき、国の交付事業により取得した児童福祉施設等の解体撤去工事費が次世代育成支援対策施設整備（解体撤去工事費・仮施設整備工事費）交付金の対象事業となる場合に限り、円滑な財産処分の手続きを進めるため、次によることとし、令和5年4月1日から適用することとしたので、了知の上、社会福祉法人等に周知徹底を図るよう配慮願いたい。

令和4年度以前に交付された交付金の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。

#### 1 対象となる施設

対象となる施設は、財産処分承認基準通知において、包括承認事項に該当する場合を除き、国の交付事業により取得した児童福祉施設等及び障害児施設等（以下「交付財産」という。）であって、老朽化等による交付財産の解体撤去工事費が実施要綱に基づく次世代育成支援対策施設整備（解体撤去工事費・仮施設整備工事費）交付金の対象事業となった施設とする。

## 2 承認申請書の提出時期

適正化法第22条に規定する交付財産の財産処分（取りこわしに限る。以下同じ。）を行おうとする者は、財産処分承認申請書を令和4年4月1日子ども家庭庁〇〇号子ども家庭庁長官通知の別紙「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）の12に基づく解体撤去工事費に係る整備交付金の交付申請書の提出日又は解体撤去工事の着工予定日の1か月前のいずれか早い日までに当該都道府県の区域を管轄する地方厚生局長（徳島県、香川県、愛媛県及び高知県にあっては四国厚生支局長、以下「地方厚生（支）局長」という。）に提出するものとする。

## 3 財産処分の承認

財産処分は、交付金の交付決定書に併記された財産処分承認通知書をもって承認されるものである。

なお、財産処分の承認に当たっては、次の条件が付されるものであること。

- (1) 都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村が事業を実施する場合
  - ア 本承認は、財産処分承認基準通知別添1の第3の1の(1)により行うものである。
  - イ 財産処分を完了したときは、1か月以内にその事実を証する書類を地方厚生（支）局長に提出すること。
- (2) 都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村が民間の実施する事業に対し、交付する場合
  - ア 財産処分（取りこわし）の承認に当たっては、設置者に対し次の条件を付さなければならない。
    - (ア) 本承認は、財産処分承認基準通知別添1の第3の2の(1)により行うものである。
    - (イ) 財産処分を完了したときは、1か月以内にその事実を証する書類を都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは市区町村の長に提出しなければならない。
  - イ アの(イ)により財産処分の完了報告を受けたときは、速やかに関係書類を添えて、地方厚生（支）局長に提出しなければならない。

## 4 仮施設に係る財産処分の取扱い

実施要綱の3により仮施設整備工事費の補助を受けた仮施設について、交付要綱の12に基づく交付申請書に記載された期間を経過したものは、適正化法第22条に規定する財産処分の手続は要しないものとする。